

労働基準法施行規則第 35 条専門検討会
報 告 書 (案)

令和 4 年 9 月

目 次

1	検討会の開催経緯及び目的	1
2	例示列挙の考え方	2
3	検討疾病	3
4	検討結果	4
5	まとめ	6
6	終わりに	6

1 検討会の開催経緯及び目的

労働基準法施行規則別表第1の2（以下「別表第1の2」という。）及びこれに基づく告示は、業務上疾病の範囲を明確にし、事業主の災害補償義務の履行確保を図るとともに、業務上疾病の災害補償に係る請求権の行使を容易にする重要な役割を果たしているところであるが、労働環境の変化に伴い新たな要因による疾病が生じうることを考慮し、昭和53年に行われた現行規定への改正以降、定期的に、労働基準法施行規則第35条専門検討会（以下「本検討会」という。）において、別表第1の2及びこれに基づく告示に掲げる業務上疾病の範囲について医学的検討を行ってきたところである。

前回検討を行った平成30年度以降、当該検討会の報告を受けて、令和元年7月から「労働基準法施行規則第35条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会」（以下「化学物質分科会」という。）において「労働基準法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める件」（以下「大臣告示」という。）に掲げる化学物質による疾病について検討が行われた結果、令和4年3月に「労働基準法施行規則第35条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会検討結果報告書」（別添1。以下「化学物質分科会報告書」という。）が取りまとめられた。

また、化成品等を製造する化学工場において作業に従事した複数の労働者が、業務により取り扱った3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン（以下「MOCA」という。）にばく露したことにより、膀胱がんを発症したとする労災請求がなされたことを契機として、業務上外の判断に当たり、令和2年3月から、医学専門家をはじめ、化学、労働衛生学の専門家から成る「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」（以下「MOCA検討会」という。）において、業務と膀胱がん発症との因果関係が検討され、同年12月に「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会報告書」（別添2。以下「MOCA検討会報告書」という。）が取りまとめられた。

さらに、業務による過重負荷を原因とする脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）については、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」が平成13年に改正されてから約20年

が経過する中で、働き方の多様化や職場環境の変化が生じていることから、令和2年6月から、医学専門家をはじめ、疫学、予防医学、労働衛生学及び法律学等の専門家から成る「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」（以下「脳・心臓疾患検討会」という。）において、認定基準の検討が行われ、令和3年7月に「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会報告書」（別添3。以下「脳・心臓疾患検討会報告書」という。）が取りまとめられた。

このため、本検討会は、以上のような状況を踏まえて、別表第1の2及び大臣告示に掲げる業務上疾病の範囲について、令和4年7月29日（第1回）及び令和4年9月22日（第2回）に検討を行った。

2 例示列举の考え方

本検討会においては、別表第1の2及び大臣告示に新たな疾病を追加すべきか否かを判断するに際して、従来からの考え方を踏襲することとした。

すなわち、職業病として発生することが極めて少ないもの等、以下のいずれかに該当するものを除き、業務と疾病との間に因果関係が確立していると認められる場合には原則として例示列举するというものである。

ア 過去において相当数の発症例が見られたが、労働衛生管理の充実等により、今日発症例が極めて少ないもの。

イ 諸外国において発症例があるが、国内においては、当該疾病の発生に係る化学物質等の製造及び輸入の禁止等により使用される見込みがない又は研究機関等の特定の機関においてのみ使用される等のため、当該疾病の発症例が極めて少ないと認められるもの。

ウ ばく露から発症までの期間が短いもの以外であって因果関係が明らかとなっていないもの（ばく露から発症までの期間が短いものについては、業務との因果関係を立証することが容易であることから、当該短期間で現れる影響のみ明らかとなっているものは必ずしも例示列举の必要性はないと考えられる。）。

エ 有害業務の集団及び疾病の集団として類型化（有害因子と疾病の関係を一般化し得るもの）が困難であり、法令上の列举又は指定になじまないもの。

3 検討疾病

本検討会においては、今回、以下の疾病について別表第1の2及び大臣告示に追加等すべきか否か検討を行った。

(1) 化学物質分科会において検討された疾病（別紙参照）

ア 検討事項1

大臣告示に規定されている化学物質 168 物質のうち、化学物質分科会において、当該化学物質に係る新たな症状又は障害として大臣告示に規定することが適当とされた3物質に係る症状又は障害（別紙の番号（以下「別紙番号」という。）1～3）

イ 検討事項2

令和2年3月時点において労働安全衛生法施行令別表第9に掲げられた安全データシートの交付義務のある化学物質 673 物質のうち、化学物質分科会において大臣告示に追加することが適当であるとの結論を得た5物質に係る症状又は障害（別紙番号4～8）

ウ 検討事項3

理美容の業務において使用されている化学物質のうち、化学物質分科会において大臣告示に追加することが適当であるとの結論を得た2物質に係る症状又は障害（別紙番号9及び10）

エ 検討事項4

大臣告示に記載されているカルシウムシアナミド、ニトログリコール及びニトログリセリンによる「血管運動神経障害」の見直し（別紙番号11～13）

(2) MOC A 検討会において、業務と疾病との因果関係についての考え方が示された疾病

MOC Aによる膀胱がん

(3) 脳・心臓疾患検討会において改正することが適切との結論を得た、脳・心臓疾患の認定基準の対象疾病

重篤な心不全及び大動脈解離

(4) 別表第1の2各号に規定する包括救済規定に該当した疾病

平成29年度から令和2年度において、別表第1の2各号に規定する包括救済規定に該当するとして認定された疾病

4 検討結果

(1) 化学物質分科会において検討された疾病

ア 検討事項1

本検討会において、前記3の(1)のアに記載した3物質に係る症状又は障害について、大臣告示に追加すべきものがあるか否か検討を行ったところ、別紙番号1～3の化学物質名欄に掲げる化学物質にさらされる業務による、それぞれ症状・障害欄の左欄に掲げる症状・障害を大臣告示に追加することが適当であるとした化学物質分科会報告書の検討結果は、妥当であるとの結論を得た。

イ 検討事項2

本検討会において、前記3の(1)のイに記載した5物質に係る症状又は障害について、大臣告示に追加すべきものがあるか否か検討を行ったところ、別紙番号4～7の化学物質名欄に掲げる化学物質にさらされる業務による、それぞれ症状・障害欄の左欄に掲げる症状・障害を大臣告示に追加することが適当であるとした化学物質分科会報告書の検討結果は、妥当であるとの結論を得た。

また、検討結果のうち沃化メチル(別紙番号8)については、大臣告示に当該物質が掲載されており、かつ当該物質に係る症状又は障害に「意識障害」が掲載されていることから、「意識障害」の表記を「中枢神経系抑制」に改めることが適当であるとの結論を得た。

なお、化学物質名の表記については「沃化メチル」とした。

ウ 検討事項3

本検討会において、前記3の(1)のウに記載した2物質に係る症状又は障害について、大臣告示に追加すべきものがあるか否か検討を行ったところ、別紙番号9及び10の化学物質名欄に掲げる化学物質にさらされる

業務による、それぞれ症状・障害欄の左欄に掲げる症状・障害を大臣告示に追加することが適当であるとした化学物質分科会報告書の検討結果は、妥当であるとの結論を得た。

エ 検討事項 4

本検討会において、前記3の(1)のエに記載した3物質に係る症状又は障害のうち「血管運動神経障害」について見直しに係る検討を行ったところ、大臣告示から、別紙番号11～13の化学物質名欄に掲げる化学物質にさらされる業務による「血管運動神経障害」を削除し、カルシウムシアナミドには「不整脈、血圧降下等の循環障害」を、ニトログリセリンには「狭心症様発作」を、それぞれ追加することが適当であるとした化学物質分科会報告書の検討結果は、妥当であるとの結論を得た。

(2) M O C A 検討会において、業務と疾病との因果関係についての考え方が示された疾病

本検討会において、M O C A 検討会報告書について検討を行った結果、M O C A にばく露する業務に一定年数以上従事した労働者に発症した膀胱がんについては、その業務が有力な原因となって発症した可能性が高いとの結論は、各分野の専門家による十分な検討の結果得られたものであり、妥当であるとの結論を得た。

また、当該報告書が取りまとめられたのち、M O C A にばく露する業務に従事したことにより尿管がんを発症したとして労災認定に至った事例があること等を踏まえると、本検討会としては、M O C A による「尿路系腫瘍」を別表第1の2に追加することが適当であるとの結論を得た。

(3) 脳・心臓疾患検討会において改正することが適切との結論を得た、脳・心臓疾患の対象疾病

本検討会において、脳・心臓疾患検討会報告書について検討を行った結果、別表第1の2に掲げる脳・心臓疾患の対象疾病として「重篤な心不全」を追加すること及び解離性大動脈瘤について「大動脈解離」に表記を改めることについては、各分野の専門家による十分な検討の結果得られたものであり、

妥当であるとの結論を得た。

(4) 別表第1の2各号に規定する包括救済規定に該当した疾病

平成29年度から令和2年度において、別表第1の2各号に規定する包括救済規定に該当するとして認定された疾病については、災害発生状況等を前記2の例示列举の考え方に照らすと、現時点において、別表第1の2及び大臣告示に追加する必要はないと考えられるとの結論を得た。

5 まとめ

以上の検討結果のとおり、本検討会としては、

ア 別紙番号1～7、9及び10の化学物質名欄に掲げる化学物質にさらされる業務による、それぞれ症状・障害欄の左欄に掲げる症状又は障害を大臣告示に追加すること（ただし、別紙番号1～3については、症状又は障害の追加に限る）、

また、別紙番号8及び11～13の化学物質名欄に掲げる化学物質について、それぞれ症状・障害欄の右欄に掲げる症状又は障害を大臣告示から削除し、別紙番号8、11及び13については、それぞれ症状・障害欄の左欄に掲げる症状又は障害を大臣告示に追加すること、

イ MOC Aによる尿路系腫瘍を別表第1の2に追加すること、

ウ 脳・心臓疾患の対象疾病として「重篤な心不全」を別表第1の2に追加すること及び別表第1の2の「解離性大動脈瘤」について「大動脈解離」に表記を改めること、

について適当であるとの結論を得たので、行政当局においては、速やかに所用の措置を講ずることを望むものである。

6 終わりに

製造業をはじめとした各事業場では、常に新たな化学物質が使用される可能性があることを踏まえ、行政当局においては引き続き情報収集に努め、必要に応じ化学物質による疾病に関する分科会を開催し検討を行うことを望むものである。

労働基準法施行規則第 35 条専門検討会

参集者名簿（五十音順、敬称略）

	氏名	役職等
(座長)	相澤 好治	公益社団法人全国労働衛生団体連合会 会長 北里大学 名誉教授
	稲瀬 直彦	平塚共済病院 院長
	上野 晋	産業医科大学産業生態科学研究所 所長 職業性中毒学研究室 教授
	圓藤 吟史	中央労働災害防止協会大阪労働衛生総合センター 所長 大阪市立大学 名誉教授
	大前 和幸	慶應義塾大学 名誉教授
	中富 浩文	杏林大学医学部脳神経外科学教室 教授
	中村 純	医療法人社団新光会不知火クリニック 院長 産業医科大学 名誉教授
	並木 淳郎	関東労災病院 副院長 循環器内科 部長
	西村 重敬	埼玉医科大学 名誉教授
	野見山 哲生	信州大学医学部衛生学公衆衛生学教室 教授
	別府 諸兄	公益財団法人日本股関節研究振興財団 理事長 聖マリアンナ医科大学 名誉教授
	三上 容司	横浜労災病院 病院長 運動器センター長
	柳澤 裕之	東京慈恵会医科大学 学長補佐
	由佐 俊和	千葉労災病院健康診断部 医師

化学物質分科会において大臣告示へ追加又は削除することが適当との結論が得られた疾病

番号	化学物質名	症状・障害	
		大臣告示に追加する症状・障害	大臣告示から削除する症状・障害
1	弗化水素酸（弗化水素を含む）	低カルシウム血症、組織壊死	
2	砒化水素	腎障害	
3	トリクロロエチレン	皮膚障害	
4	二酸化塩素	気道障害	
5	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン	肝障害	
6	臭化水素	気道障害	
7	水酸化カルシウム	皮膚障害、前眼部障害	
8	沃化メチル	中枢神経系抑制	意識障害
9	パラトルエンジアミン	皮膚障害	
10	チオグリコール酸アンモニウム	皮膚障害	
11	カルシウムシアナミド	不整脈、血圧降下等の循環障害	血管運動神経障害
12	ニトログリコール		血管運動神経障害
13	ニトログリセリン	狭心症様発作	血管運動神経障害